

第 5 3 号 議 案

新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新宿区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年新宿区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、同条第 7 項中「第 4 項に規定する」を削り、同項を同条第 6 項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業に従事する職員の安定的な採用を確保する観点から、補助員に資格要件を課さないこととする必要があるため